

広島県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年四月二日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

内浦箱崎港線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市内海町字馬場崎山八二七九九番一地从先から 福山市内海町字馬場崎山八二七九九番一地从先まで	新	旧	四・五〇〇 〇・〇〇	二二〇・八〇	拡幅
	六・六〇〇 二五・四〇〇	四・二〇〇 一五・六〇〇	七・四〇〇 〇・〇〇	二二〇・八〇	
福山市内海町字馬場崎山八二七九九番一地从先から 福山市内海町字馬場崎山八二七九九番一地从先まで	新	旧	六・六〇〇 二五・四〇〇	一〇六・四〇	拡幅
	四・二〇〇 一五・六〇〇	四・二〇〇 一五・六〇〇	〇・〇〇	一〇六・四〇	